

岡山県における戦後の児童福祉の推移

その1 終戦と児童福祉

内田節子

まえがき

児童福祉法が制定されて、今年で30年を迎えることになる。そして同法制定以後わが国の児童福祉はこの児童福祉法に基づいてすすめられてきた。

「児童福祉」という用語はすぐれて戦後のものである。すなわち児童福祉法によって広く用いられるようになったのである。それまでは「児童保護」という言葉が、児童問題の分野において支配的であった。「児童保護」から「児童福祉」への言葉の移行は、単に言葉の変化だけでなく、その内容そのものにも変化をみせている。児童福祉法制定以前には、保護を必要とする児童のみを対象として、いわゆる「児童保護」が行なわれてきたのであるが、同法では要保護児童は云うに及ばず、すべての児童（妊娠婦を含む）と児童の保護者をも対象とすることとなったのである。

岡山県は過去において済生顧問制度などを設置し、福祉の先進県と云われてきたが、戦後はいかなる歩みを辿ってきたのだろうか。

戦後の30余年を児童福祉の立場から眺めるとき、一応の時代区分として、昭和30年以前と以後に分けることができる。こゝでは前者を「終戦と児童福祉」とし、後者を「経済高度成長と児童福祉」とすることとする。また「終戦と児童福祉」は終戦直後から昭和26年日米講和条約締結時期頃までと昭和27年から国民生活の戦前回復期に至るまでの2つに区分することができる。

序章 終戦直後の社会情勢と児童福祉

悪夢のような戦争が終りを告げた時、わが国は全く荒れ果てゝいた。第二次世界大戦によるわが国の蒙った被害は明らかでないが、戦災復興院の調査によると、度重なる米空軍の爆撃で焼失あるいは破壊された家屋は約340万戸、罹災者は880万人にものぼると云われている。¹⁾ また経済安定本部の発表では、米軍の本土空襲による死者20万人、負傷者34万人、行方不明者2万人、そして軍人軍属の戦死者及び行方不明者は昭和10年以降のみで約180万人と云われている。²⁾ こういった状況下に敗戦を迎えたのである。

長期に亘った戦争が終了したとき、巷には戦災孤児、浮浪児、引揚者などがあふれ、それ迄も不足勝ちであった食糧は一層不足し、極度の食糧難に陥ちいり、さつまいものつるまでも食糧にするという状況であったといふ。またパンパンガール（売春婦）の横行、ストライキの続発、異常なインフレーションと社会混乱は筆舌につくせぬものであった。この時期の状況について、第92帝国議会（昭和22年3月）における25名の婦人代議士による建議は次のように述べている。「一国の将来の繁栄は、實に現在の児童によってトすることができる。しかるにわが国現在の社会情勢は、食糧危機、インフレ危機等によって、国民生活は極度の不安におちい

り、従って将来日本の再建の中堅たるべき現在の児童は身体的には栄養の不良、発育の不全、精神的には知能の低下、性格の不良等幾多の欠陥を生じつつある者が少くないのはまことに遺憾であって、今にして児童保護の万全を期さなければ、わが国の将来の再建と民族の興隆は期し難い～³⁾ また松崎芳伸氏（児童福祉法立案者の一人、元厚生省児童局企画課長）は「～大人の世界だけを見た敗戦日本はまことに生きる甲斐のないほど暗いものである。食糧難とインフレと道義の頽廃とにあえぐ敗戦日本に生きる光明を与えるものがあるとすればやはりこの『歴史の希望』としての児童にほかならない。～」⁴⁾ と述べている。

このような状況下にあって、早急に解決を迫られていたのは、疎開学童問題、乳幼児体位低下問題、精神異常児問題、戦災浮浪児問題、戦災孤児及び引揚孤児問題、非行児問題などの児童保護問題であった。とりわけ町々を浮浪した戦災・引揚孤児や家出浮浪する謂わゆる浮浪児問題は最も緊急に対策を要したものであり、戦後一ヶ月後に「戦災孤児等保護対策要綱」が出され、浮浪児達の収容保護が開始されたが焼石に水の有様であった。昭和22年6月15日現在で、各種収容施設に収容されている要保護児童の約20%（3,513名）は孤児である。また昭和23年2月、厚生省による全国孤児一斉調査によれば、18才未満の孤児は123,504名で、その内戦災孤児28,245名、引揚孤児11,351名である。また孤児の内施設に入所中の者は5,198名である。そして孤児で浮浪の経験のある者は7,080名にものぼるという。この時代は孤児に限らず生活苦等から児童の家出、浮浪が増大し、その数は戦時の20倍にも及んだと云われている。⁵⁾ このように戦災・引揚孤児あるいは家出児達の多くは、通常浮浪中を発見されて施設に送致される場合が多かったが、多くの場合、浮浪児達は施設→逃亡→浮浪→施設を繰り返した。当時のこのような状況について中村遙氏は「終戦直後は施設収容児の約半分は一般孤児か戦災孤児であった。～児童達の中には転々として浮浪する者が多く、施設に収容されると次の日に逃げてしまふ児童も多かった。施設を逃げ出す理由と思われるものは、施設の食糧不足とこの種の児童にとっては生活の窮屈さである。～食糧と自由を求めて児童達は日本各地を転々とした。日本中の施設を移動する児童が頗る多かった。戦災・引揚孤児の約半数はこの種の児童であった。戦後における食糧難は集団難居の児童収容施設において特に甚しいものがあった。今日から回顧すればよくも生きのびて今まで自己の生命をつないできたと思う程悲惨なものであった。主食は勿論のこと、煮炊きするための塩を得るのにどれ程苦労したことか。食べられる野草は何でも採取して、鍋に入れて炊いて食べているのが戦後4～5年間の日常生活であった。筆者（中村氏）は子供達をつれて野草取りが毎日の仕事の一つであった。（筆者要約）」⁶⁾ と述べている。

終戦直後は児童を児童福祉施設（当時は育児施設と呼んだ）に収容することについて特別の法律がなかったので施設長は自分の責任で自由に施設に児童を収容した。従って収容児童について区分することは不可能であった。収容児童については一律に救護法で規定されている範囲の給付を受け、生活保護法が出現してからはこの法律によって、そして昭和23年1月1日からは児童福祉法によって保護されることになった。

ここで終戦直後数年間の国民生活の状況について概観すると、生活の質的内容である衣・食・住の枯渇化と激しいインフレ、そして失業などが国民に謂わゆる「竹の子生活」を余儀なくさせていた。特に終戦直後は食物がすべてに優先し昭和21年の都市労働者のエンゲル係数は82～83%にも達したという報告がある。⁸⁾ 都会に住む人々は食糧を求めて衣類や家具調度品を田舎に運び、原始時代さながらの物々交換の生活をしていた。

食糧難と同様に深刻であったものは人々の住生活であった。前述したように340万戸の住宅が戦災で灰燼に帰したので、その後人々に与えた住宅問題は非常に深刻なものであった。農家

の納屋は勿論のこと、鶴小屋までも人々の住み家となったほどである。焼け跡には、雨露をしのぐ程度のトタンぶきの掘立小屋が立ち並んだ。また中には駅やバスの待ち合い室を寝ぐらとする者も多く現われた。謂わゆる浮浪児達のそれである。

以上のような食糧難、住宅難にあえいだ当時のわが国の人口は、昭和21年4月26日の人口調査によれば総数73,110,995人であり、約7,400万人と推定される。戦時中は一億総参加のもとに女子や老人に至るまで就労したが、戦災と敗戦により多くの工場（主として軍需工場）が閉鎖されたため、多くの失業者がでた。そして前述したように復員軍人や引揚者の増加は失業を一層深刻なものとした。昭和20年12月4日貴族院で行なった芦田厚生大臣の説明によれば離職者推定1,200万人である。⁹⁾ また昭和21年9月には失業人口600万人と推定されており、時の政府は「失業対策委員会」を設置して、失業救済4ヶ年計画をたてるところとなった。¹⁰⁾

以上終戦直後のわが国の社会情勢などを概観してきたが、岡山県の状況はどのようなものであったのだろうか。

終戦の年昭和20年4月に玉野市が、6月22日に水島工業地帯、そして6月29日に岡山市が米軍により爆撃された。最も大きな被害を受けたのは岡山市で、死者1,725名、重軽傷者928名、また岡山市の全戸数の約66%25,196戸が焼失あるいは破壊された。罹災者は104,606名の多さにのぼった。従って岡山県においても当時の社会情勢は前述したと同様のものであった。加えて戦時中兵庫県からの申し出により学童疎開の受け入れをすることとなり、昭和19年9月に神戸市・尼ヶ崎市の国民学校児童約4,300名を県内郡部の寺院・旅館・空家に滞在させた。終戦によりそれぞれの学童は同年9月から11月にかけて引揚げた。

なお見落してならないこととして岡山軍政部の設置がある。すなわち敗戦により他県と同様に岡山県へも昭和20年11月に米軍が進駐し、その後英印軍との交替はあったが、昭和24年11月まで、岡山中央郵便局（岡山市）内に岡山軍政部が置かれ、岡山県政に重大な影響力をもった。

終戦直後の児童問題状況とその対策

浮浪児問題とその対策

問題の状況 前述したように終戦直後の最も大きな児童問題は浮浪児に関するものであるが、岡山県も例外ではなかった。萩野半麓氏（終戦当時岡山県御津地方事務所厚生課長）の実態調査によると表1のとおりである。それによれば終戦時は岡山駅付近に28名の浮浪児者が見かけられた程度で、全県的に推し測ってもたいした数のものではなかったと思われる。しかしながら、昭和21年5月に米軍と英印軍が進駐を交代した時期頃から浮浪児者数は急上昇している。このことの理由について萩野氏は「食糧難の時代にあって、浮浪者の間で『岡山は食糧事情がなかなか良い』というニュースが県外までも、遠く九州の果にまで伝っていた」ことをあげている。ちなみに萩野氏が昭和21年5月11日から6月10日までの間に、主として半田山一帯、旧兵営附近、岡山駅を根城とする浮浪児者145名（当時の浮浪者総数の約 $\frac{1}{3}$ ）に対して行った個別面接調査による実態調査によれば県外者は119名で82%を占めている。しかも出身府県は、北は北海道から南は鹿児島と全国にまたがっている。¹¹⁾ また145名中児童は93名であり（男71、女22）、女児の19名は売春を行なっていた。

このように岡山の食糧事情の良さ（一般の人々にとって深刻な食糧難時代であった）が全國から浮浪児達を集める結果となったようであるが、その食糧の供給源は驚くことに進駐軍兵舎の炊事場であった。当時進駐軍兵舎の炊事場には、一般の人々が容易に手にでき得なかった

ミルク、チーズ、チョコレート、その他の食糧品が豊富にあった。そして謂わゆる食べ残しでない余分の残飯が毎日大量に出された

表1 浮浪者・浮浪児の発生経過状況(岡山市)

	昭20.7 空襲直後	昭20.8 終戦時	昭20.11 進駐軍來岡	昭21.5 英印軍進駐	昭21.7 集団生活確立	昭21.9 県の収容開始
岡山駅	10人	20人	50人	80人	90人	100人
同駅附近	0	5	20	80	120	130
法界院駅	0	3	0	20	20	20
半田山	0	0	0	40	80	180
兵営附近	0	0	0	30	40	40
三野公園	0	0	0	0	5	10
元騎兵隊跡	0	0	0	30	10	20
元工兵隊材料置場	0	0	0	30	10	10
北方養老院	0	0	0	0	0	5
後楽園	0	0	0	30	50	50
練兵場	0	0	0	0	10	10
その他	0	0	0	100	150	200
計	10	28	70	440	585	770

資料：浮浪児とともに

春婦), パンパンの客引き, 進駐軍の人夫等を行ない, 中には生活力ある一個の社会人である者もいた。また彼等の多くはスリ, ゴットン, かっぱらいなどの不良行為を行なった。

浮浪児達はこの残飯によって生活していたのである。浮浪者の中には, その残飯を持ち帰り, やみ市などで売りさばく者もいたと云う。萩野氏によれば「当時岡山市内には4兵営, 20炊事場がありこの20炊事場を中心として約800名の浮浪児達がそれぞれに縛張りを確立しており, 同じカマの飯を中心としてそれぞれに仁義を守り集団生活をしていた。」¹²⁾ こういった状況は全国的にみて特異な現象で, 東京, 大阪, 横浜などにも見られないものであった。

こうして遂に昭和21年9月には浮浪児達の数は800名(岡山県出身者約60名)になんなんとするまでになった。これら浮浪児達の多くは靴みがき, 新聞売子, 煙草売り, やみ市手伝い, パンパン(売

対策 浮浪児問題に対する対策としては既に述べたように昭和20年9月の「戦災孤児等保護対策要綱」及び翌21年4月の「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件」により岡山県でも浮浪児の発見, 児童保護相談所の設立, 児童保護などの活動が行なわれた。また昭和21年10月GHQより「児童保護事業の拡充強化に関する覚書」が出され, より一層浮浪児の収容保護活動の強化が図られた。しかし何分にも当時はこうした児童を収容する育児施設が少なく対応し切れなかった。また前述したような生活力ある浮浪児は施設に収容し定着させることが困難でもあった。やがて, 溢れんばかりの浮浪児者の問題は時の岡山軍政部の大きな関心事の一つとなり, 浮浪児の強制収容が開始されることになる。謂わゆる軍政部命令による「狩りこみ」が始まったのである。第1回目は昭和21年12月26日であり, 県厚生課が責任をもって行なうよう命令された。前述した萩野氏はこの狩りこみにおける県側の直接の担当指揮を命ぜられたのである。浮浪児の一斉狩りこみに当っては, しばしば軍政部から命令が出されたが, 次にその一例をあげる。¹³⁾

岡山軍政部の口述命令

日 時 昭和21年12月26日午前10時

発令者 岡山軍政部厚生課長 ホイットニー少佐

代表者 ベイツ兵長

通訳 難波 敏

受令者 岡山県厚生課長 田中 懇

但し本人不在のため, 御津地方事務所厚生課長 萩野半麓 代理受令

記

1. 岡山駅の浮浪者、浮浪児を速に一掃し一人も存在さすことなき様、警察と協力の上実施すること
1. 浮浪者、浮浪児の成年者、少年女子は区別して収容すること
1. 岡山駅附近清掃後は市中ならびに市の周辺、特に進駐軍兵舎附近に全力を集中すること
1. 一度収容せる浮浪者は、警察官の監視をつけ、再び逃亡せざるよう厳重監視すること
1. 駅構内の清掃に関しては、十名なる監視人を付し、浮浪者を立入らさないように処置すること。尚これが実施困難ならば再度立ち入りたる彼等を即時収容し、再び同一人を徘徊せしめない様措置すること
1. 浮浪の収容所設置につき、隘路あらばホイットニー少佐に於て充分の協力をなすに付、一切の支障を申し出ること

右項目は単に岡山軍政部のみならず、広島軍政部軍団本部の指令事項としてホイットニー少佐に依命ありたる事項にして、岡山軍政部長は明後日（28）命令結果を視察する。尚広島軍政部も某中尉の視察ある予定。以上

以上の口述命令にみられるように、一斉狩りこみについて岡山軍政部は命令を出すのみでなく、必ずその結果を視察してまわったということである。第1回目の狩りこみは26日から30日まで5日間に亘り行なわれた。萩野氏によれば当初500名の狩りこみを予定していたが、強制収容を察知した者がいち早く岡山県外に逃避し、結果として319名の者が取締りを受けた。¹⁴⁾その後も引き続き一斉狩りこみが行なわれたが、昭和23年12月までに20数回（或場合は連続5日間など）行なわれたが、こうした強制収容と同時に収容（強制的でないもの）した浮浪者は2667名にのぼり、その内児童は男983、女253の計1,236名で約46%に当る。1,236名の浮浪児中、少年の丘へ収容されたものは335名、里親委託となったもの39名である。施設に送致された浮浪児の多くは収容された翌日頃には逃亡し、また収容されると云った具合で、施設に定着させるのは並大ていのことではなかった。

以上のように浮浪児対策は岡山軍政部の命令により、活潑に動き出したが、それ迄岡山県当局は安閑としていた訳ではなかった。特に当時の御津地方事務所厚生課長の職にあった萩野氏は個人的情熱も大いにあづかって、個人的に既に岡山市空襲後から実態調査を開始している。そして昭和23年5月14日岡山県中央児童相談所が設置され、業務を開始するまで氏は浮浪児問題に誠心取り組み活動を展開してきたが、氏のメモから時間的流れに従って、いかに浮浪児対策が進められていったかを次に略記する。¹⁵⁾

浮浪児対策の経過

年月日	事項	年月日	事項
昭 21. 5. 11 (6. 10	岡山市内の浮浪児基本的実態調査実施 (前述の萩野氏が145名について調査したものである。)	8. 12	策を講ずる為の会議を行う。県会議事堂に於いて。
7. 1	御津地方事務所厚生課によって岡山駅を中心第1回総合調査。	8. 15～18	御津地方事務所厚生課、岡山市役所社会課、岡山勤労署、成徳学校が協力して半田山一帯を中心に第4回浮浪児調査。
7. 14	同上岡山駅前マーケットを中心に第2回総合調査。	8. 15～18	県厚生課浮浪児収容方策として津島更生館設立の計画を樹てる。
8. 1	同上半田山一帯を中心に第3回総合調査。	9. 2	県会議事堂に於いて浮浪児対策委員会を開く。
8. 7	総合調査に基いて県としての児童保護対		

年月日	事 項	年月日	事 項
9. 6	同胞援護会と戦災孤児慰安及び厚生施設の件について協議。		られる。
9. 7~9	津島更生館開所準備。	5. 14	全国孤児援護対策協議会 於箱根。
9. 15	同胞援護会の後援を受けつつ県立津島更生館開所。	5. 18	全国児童福祉大会 於東京。
10. 8~10	西川寮（岡山市西川七軒町戦災孤児収容所）設立の為の予算及び具体的研究を始める。	5. 22	第18回浮浪児強制収容実施。
12. 15	津島更生館を解散し、14才未満の比較的温順な孤児44名は成徳学校『子供の家』に移して、他は全員西川寮に移転する。（戦災孤児収容という予定は変更されてこの処置になる）。	5. 31	軍政部、県関係者同行して岡山市内児童遊園地設置予定地を視察。
12. 23 24	浮浪者強制収容所としての岡田更生館開設準備。	6. 8	旭東小学校に於いて戦災孤児救済募金芸能会が開催される。
12. 26 30	第2回～第5回にわたって岡山市全域の浮浪者強制収容実施。	6. 11	少年保護司委員会開催。於弘徳学園。
12. 30	米軍々政部更生課長ウイギンス少佐より県厚生課、警察、岡山駅長らに浮浪児対策をもっと進めるよう指示がある。	6. 26	軍政部、県関係者、民間関係者が列席して少年の丘の子供の家建設発起人会が開かれる。
22. 1. 12 15	第6、第7回浮浪児、浮浪者の強制収容実施。	7. 8	岡山県黒崎更生館開所。
1. 23	市役所会議室に於いて浮浪児問題対策について県市側及び民間社会事業関係者と協議	7. 14	少年の丘後援会発会式。
1. 24	岡山市全域の浮浪者動態調査。	7. 19	岡山県浮浪児収容運営基本要綱を関係者に配布。
1. 27 2. 16	第8回～第15回の浮浪児、浮浪者の強制収容実施。	7. 21	少年の丘に於いて軍政部列席の下に児童保護対策について協議する。
2. 19 21	軍政部、県及びその他の関係者が集って少年犯罪防止、浮浪児問題について懇談。	7. 26	同胞援護会主催の孤児対策協議会に於いて県側から近く制定されようとする児童福祉法の概要について説明。
2. 26	県知事応接室に於いてララ救援物資給与に関する打合せが行われる。マキロブ司教臨席。	8. 15	英印軍によって戦災孤児、浮浪児400名が招待される。
2. 28	ララ救援物資を関係方面に発送。	8. 26	社会事業関係者によって社会事業研究会が開かれる。於岡山刑務所。
3. 5	同胞援護会が主催して孤児援護対策協議会を行う。	9. 11	少年の丘で第3、第4の子供の家が開所され、岡田、黒崎両更生館に収容中の浮浪児をここに移す。
3. 8	半田山麓にあった浮浪児者の小屋、穴居地、防空壕など7ヶ所の破壊作業実施。	9. 12	第1回共同募金実施方策会議。
3. 19	児童問題対策について社会事業関係者の懇談会を若松園に於いて行う。	9. 27	全国社会事業大会。於東京都、日赤講堂。
4. 25	岡田更生館に収容中の児童67名を成徳学校に移す。学校内に第二の『子供の家』を設立して『少年の丘』と命名する。	10. 4 10. 21	県、県警刑事課、岡山東西両署、軍政部、岡山税務署関係者が集って、国管造物中に居住する浮浪児の問題について打合せ会を開く。
5. 9	児童福祉並びに不良化防止協議会を成徳学校に於いて開催。	10. 26	英印軍撤退。軍政部のみ存置されて、進駐軍は岡山に駐留しなくなる。
5. (中旬)	米国少年の町フランガン神父来日。 神父より『少年の丘』へのメッセージ送	11. 28	岡田更生館に収容の浮浪児13名を少年の丘に移送。
		11. 30	岡田更生館の更生演芸団は共同募金運動に参加して県内巡業を始める。
		12. 10	天皇少年の丘へ行幸。
		12. 3 26	全国民生部長会議が東京で開かれ、児童福祉法制定による諸般の行政的措置についての打合せが行われる。
		23. 1 (中旬)	岡山県中央児童相談所設立の為に土地検分その他の準備が行われ始める。

年月日	事項	年月日	事項
1. 24	軍政部と児童福祉法に関する打合せ会議。	3. 31	第1回岡山県児童福祉委員会開催。
3. 10	岡山県児童福祉委員会委員の決定。	5. 7	岡山県中央児童相談所設立について県告示。
3. 18	岡山県児童課が新しく設立される。本多ちゑ女史初代児童課長に就任。	5. 14	所長以下職員任命と共に業務開始。
3. 16 20	第1回全国児童課長会議が東京で開かれる。		

このような浮浪児対策の中で最も興味をひくものは岡山市津島の旧病馬廄舎を急改造して開設された県立津島更生館である。前述したように浮浪児は施設に収容されることを歓迎せず、しばしば施設から脱走したが、この津島更生館開設に際しては、当日 145 名の児童が彼等のリーダー（通称親分一親分格の大人）23名に引率されて自主的に入所してきたのである。（彼等を自主的に入所させたものは萩野氏の説得であったと云われている。）従って津島更生館ではリーダーを班長とて10班が編成され、自治的に生活が営なされた。しかしこの施設は開館して2ヶ月余で岡山市に移管されることとなり、施設も移転することとなった。この2ヶ月半の間に津島更生館に収容された227名中、身許調査により48名が家庭復帰、親切な人に貰われた児童8名、進駐軍の労務者として43名（閉館後立川寮に入所）、以前の職に戻った者4名、靴みがき33名と約半数の者が更生自立した。60名の児童は閉館により少年の丘（子供の家）に措置された。60名中40名は戦災孤児で残りは身よりのない児童であった。¹⁶⁾

浮浪児の収容保護について見落してならないものに成徳学校がある。成徳学校はもともと感化院として教護事業を行っていたものであるが、戦災と敗戦による混乱期には多くの浮浪児を収容保護した。昭和22年4月に同校内に第二の「子供の家」が設立された時に「少年の丘」と命名され、以後成徳学校は「少年の丘」の名で親しまれることになる。以前は成徳学校=感化院という暗いイメージを人々に抱かせたが「少年の丘」はフランガン神父の「少年の町」を連想させる明かるい感じを抱かせた。そして命名されてから間もなく成徳学校の古びた施設を改善拡充して名実ともに明かるい美しい「少年の丘」を作りあげようと同年7月14日「少年の丘後援会」が生まれた。この後援会は現在も続いており成徳学校に対する支援を続けている。終戦後2~3年間に少年の丘へ収容された浮浪児は300名を越えるという。

その他の児童問題とその対策

浮浪児問題の他に緊急に解決を要した児童問題は、戦災および引揚げ児、孤児、貧困家庭児、非行児等の問題である。これら要保護児童について明確な統計的資料は見当らないが、少年による刑法犯罪について年次別推移表によれば昭和22年が一つのピークになっている。また若松園（昭和11年12月5日より児童虐待防止法に基づく児童保護施設の認可を受け育児事業を開始、昭和23年4月1日養護施設認可）の資料によると、昭和11年12月5日から昭和24年9月30日までの間に取り扱った児童（実人員）は男-165名、女-105名の計270名である。措置された理由は虐待、戦争孤児（父戦死、母死亡）、戦災孤児、環境不遇児などさまざまであるが、昭和22年3月31日現在の47名の児童についてみると、戦災孤児16、戦災及び引揚児17となっており約70%の児童は直接戦争による犠牲児である。

戦災児のために設置された施設として岡山市が昭和21年1月15日に開設したものに国民学校合宿所（定員100）がある。この合宿所開設当時、施設の児童達がいかなる生活を送っていたかを知る資料は乏しいが、昭和22年4月25日の合同新聞（現山陽新聞）は国民学校合宿所の様子

を次のように伝えている。

「岡山市に居住していた孤児と岡山県内各地の小学校から送られてきたもの合わせて87名の児童が6人の先生と4人の寮母、2人の作業員に護られて、国の方と世の情で育てられている。元部隊長や教員の子どももおれば、親族を転々として笑を忘れた子、無残な両親の最後を目撃した戦災の子、生地も知らぬ引揚げ孤児もあるといった具合で悲運の子どもである。配給料（当時食糧など配給制）の不足も米麦一握り運動やララ（ララ物資は戦後日本中の児童の生命を維持するのに大きな貢献をなした）などの温かい贈り物で幸福な生活を送っている。新制中学に入学する生徒の部屋には職員の心づくしのま新しい軍靴が10余足もきちんと並べられている。午後3時頃になると滑り台やブランコ、ソフトボールに興じていた子ども達が間食の合図とともに食堂にかけ込んでくる。真白い乾パンにララのミルクを戴き一般の子ども達よりはるかに恵まれていることが判る。逃亡者が殆んどない近頃では心からここをわが家と信じているのであろうか。

ワラビ狩りの準備中の西尾所長は『静かな夜など風呂に浸った子供達が両親のいた楽しかった頃の思い出を語り合っているのを聞くと、いじらしくて心から“父”となってやろうと思います。戦火がこれら幼い者に与えた打撃は甚大で、今でも近所の火事を見ただけで泣き叫び、狂ったように扉を越して逃げ出す子がいます。平静な心を取り戻させることができ一番大切です。』と深い愛情と苦心を語った。」

西尾所長の言葉に当時の施設従事者の心情と児童養護に対する目標を知ることができる。この合宿所は児童福祉法の施行により養護施設善隣館と改称して現在に至っている。合同新聞によると、施設の食糧事情はかなり良好のように見えるが、実際には甚しい食糧難の時代で一般の人々も、そして児童保護施設でも苦難の時代であった。当時の児童保護施設職員A氏は当時の施設生活について次のように語った。「お醤油一升を買うこともできず、親類、知人を尋ねまわり、それでも手に入れることができなかった。～旧円が凍結されお金ではなく、物もなく、今にして思えばまあよくしのいでこられたものと思う。こんな事情で施設の庭は畠にし、子ども達と野菜を作りました。」また他の施設のC氏は「施設の食事は一日一度はじゃがいものみでした。2食は雑すいかすいとんでした。子どもも職員もいつもお腹が空いていました。子ども達は近所の畠からすいかやトマトなどを盗ってきては食べ、この防止には苦労しましたが、なかなか止めさせることはできませんでした。保母は進駐軍の払い下げ衣料やらララ物資（衣料）を子ども服に更生するのに追われ、とても子どもとよりよくかかわるなどという時間はありませんでした。」と当時を思い出し

表2 要保護児童収容施設一覧表（浮浪児を含む）

施設名	定員	内容
※少年の丘（成徳学校）	300	浮浪児（教護児）
岡田更生館	一時530	浮浪児・者
※学童合宿所（善隣館）	100	戦災児を主体とする合宿所
※マリヤ園（聖園子供の家）	60	扶養者のない幼児
※若松園	100	扶養者のない幼少年児童
※弘徳学園	50	犯罪少年の更生保護
仁愛館	80	未亡人の家庭を主とする
黒崎更生館	200	浮浪女子、引揚家族の一部
厚生園	80	戦災者を主とする
上伊福寮	10	青年浮浪者の勤労合宿所
岡南病院	80	性病保持者
※天心寮		環境不遇児

註 児童福祉法施行以前の施設表

※ 児童福祉施設として今日ある施設

註：……及び（ ）は筆者

て述懐した。

このような敗戦後の苦難の時代に寝食を忘れて、浮浪児や孤児、環境不遇児等の保護に苦斗した児童保護施設は表2のとおりである。

児童福祉法制定と児童福祉事業

児童福祉法の成立

戦時中から戦後にかけて戦災孤児、浮浪児、非行児など児童問題に対する対応は、応急処置的対応のみで、まことに不十分なものであって児童福祉の根本問題を解決するものではなかつた。そこで昭和21年12月戦後はじめて開催された中央社会事業委員会に対して、厚生大臣が児童保護の強化徹底についての具体策を諮問した。

同委員会はこれを受けて審議を重ねた結果、昭和22年1月「不幸な浮浪児等の保護の徹底をはかり、すんで次代のわが国の命運をその双肩にならう児童の福祉を積極的に助長するためには、児童福祉法とも称すべき児童福祉の基本法を制定することが緊急の要務であると認め」児童福祉法要綱案を答申した。かくして昭和22年11月21日同案は国会を通過し、同年12月12日児童福祉法は公布されたのである。

児童福祉法の施行（昭和23年1月1日、場合によっては4月1日）によって、はじめて児童の人権を守るという児童観のもとに児童の福祉が展開されることになったのである。

しかも従来のような要保護児童のみでなく、広く健全育成の立場からすべての児童を対象として児童福祉が考えられ、活動がすすめられることになったのである。そして児童

表3 児童福祉機関・施設年次別推移

種別	年度	23	24	25	26	27	28	29
児童相談所		2	2	2	2	2	2	3
助産施設		8	不明	4	5	不明	4	3
乳児院		4	3	4 (1-頃り)	3	3	3	3
母子寮		4	3	4	6	7	8	8
保育所		66	82	102	124	138	149	156
養護施設		6	6	8	11	11	11	11
精神薄弱児施設			1	1	1	2	2	2
療育施設				1	1	1	1	1
ろう児施設					1	1	1	1
虚弱児施設				1	1	1	1	1
教護院		1	1	1	1	1	1	1
児童施設	児童館				1	5	6	6
厚設	児童遊園						1	1
母子施設					1	1	1	1

資料：S26, S29版 岡山県社会福祉事業施設一覧

福祉のために表3のような施設が生まれた。

児童相談所

児童福祉法（法第15条）によって、満18才未満のすべての児童について、あらゆる相談に応じ、助言指導を行なう機関として、児童相談所（以後児相と呼ぶ）が生まれた。岡山県においては表4にみられるように昭和23年5月7日岡山県中央児相が設立されたのをはじめとして、昭和29年4月までに3ヶ所に児相が設置された。ちなみに昭和29年度における全国の児相設置数は118ヶ所である。3児相はそれぞれに決められた管轄地域をもち、その地域内の児童の福祉増進のために様々な活動を行っている。児相の設置にあたって特筆すべき事柄は児童福祉司（ケースワーカー）という専門職員が配置されたことである。そして児相の機能及び児童福祉司の職務内容については米国の専門家による助言・指導に負うところが大であった。岡山県においては昭和23年3月に安田、中山、水田の3氏が県下で最初の児童福祉司として発令された（いづれも高等官待遇）。当時3児童福祉司は岡山県民生部児童課に籍を置き、安田福祉司

は岡山市を中心とした備前地区を、中山福祉司は倉敷市を中心とした備中地区を、そして水田福祉司は津山市を中心とした美作地区を担当し活動を展開した。当時は終戦後の混乱がまだおさまらず児童問題が山積していた時期であり、児童福祉司は民生児童委員会での児童福祉思想の啓蒙、問題児のケースワーク、保護相談受付、また里親の開拓などに昼夜をわかつたぬ活躍を続けた。表5は中央児相の児童福祉司の活動状況である。この表によれば、昭和26年度において、児童福祉司による通告及び児童福祉司指導決定ケースが激減しているが、これはそれまで地方事務所に駐在して活動を行なっていた福祉司を中央児相へ常駐させ、児相から各担当地域へ出かけることとしたためである。この時期頃から中央児相は内容的に一段と整備され、昭和27年4月1日からは相談業務（総務課に含まれる）、判定業務、一時保護業務について3課制が実施されることとなった。従って、それまでは各職員は各業務に関して混全一体となって遂行していたが、こゝにおいて業務分担が明確となり、児童のための福祉サービスはより効率的に能率的に果たせるようになった。

中央児相が開設されてから昭和30年（昭和29年度）までの活動状況は表6、7のとおりである。

表5 児童福祉司の活動状況

年 度	児童福 祉司数	福 祉司が 通告した ケ ース	福 祉司繼 統指 定 決 定
昭和23	2 人	63 件	140 件
24	3	64	195
25	3	109	248
26	4	34	70
27	4	16	144
28	5	6	15
29	5	2	46

資料：中央児童相談所紀要第1集

表4 児童相談所設立推移

年 月 日	記 事
昭22. 5. 7	岡山県中央児童相談所設立 (岡山市西田町1 竹内病院内) 管轄：岡山県内一円
5. 14	業務開始
6. 1	岡山県中央児童相談所附設一時保護所設置（当分成徳学校へ委託）
7. 6	岡山県津山児童相談所設立 (津山市山下29) 管轄：津山市 真庭郡 苫田郡 勝田郡 久米郡 英田郡
24. 1. 14	岡山県中央児童相談所一時保護業務開始 岡山県中央児童相談所移転 (岡山市下石井75)
29. 4. 1	岡山県玉島児童相談所設立
5. 5	業務開始（玉島市庁舎内仮事務所開設）
9. 8	岡山県玉島児童相談所新築移転 (玉島市阿賀崎晩の須417の4) 管轄：玉島市 高梁市 笠岡市 井原市 新見市 浅口郡 小田郡 後月郡 上房郡 川上郡 阿哲郡

表6. 相談受付年次別推移

年度	保 護 相 談	非 行 相 談	そ の 他	計
23	1298 件 % 93.7	(305)	88 6.3	1386 100
24	1478 件 % 77.2	(564)	437 22.8	1915 100
25	件 %	(1160)		3621
26	件 %	(646)		2758
27	607 件 % 29.7	1064 52.0 18.3	374 18.3	2045 100
28	428 件 % 17.8	1079 45.1 37.1	890 37.1	2397 100
29	412 件 % 16.9	749 24.7 58.4	1960 58.4	3039 100

註（ ）は警察及び家庭裁判所通告分

資料：中央児相

表7 処理状況年次別推移

年次別 処理別	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
	(人)(%)	(人)(%)	(人)(%)	(人)(%)	(人)(%)	(人)(%)	(人)(%)
訓 戒 誓 約	3 0.4	58 8.4	221 21.3	382 44.8	177 9.0	330 13.6	113 3.8
児童福祉司指導	140 18.7	195 28.4	248 23.9	70 8.2	144 7.3	51 2.1	2 0.1
社会福祉主事指導							
児童委員指導	—	—	—	—	—	—	—
里親委託	60 8.0	69 10.1	72 7.0	46 5.4	53 2.7	40 1.7	53 1.8
保護受託	—	—	—	—	2 0.1	1 0	10 0.3
児童福祉施設入所	545 72.9	364 53.1	496 47.8	355 41.6	406 20.7	414 17.1	315 10.5
その他の	—	—	—	—	1,182 60.2	1,574 64.9	2,450 82.0
計	748	686	1,037	853	1,964	2,425	2,989
家庭裁判所送致	—	—	—	—	—	6	7

資料：岡山県中央児童相談所

註 S27～S29 施設入所は津山児相を含む。

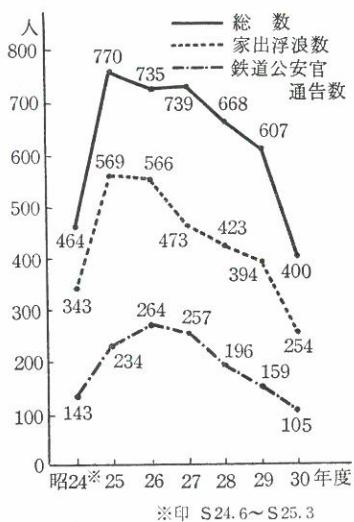
中央児相を通してみた児童福祉の状況

児相の活動状況表によれば、昭和23年から25～26年頃にかけては、家庭に恵まれない要養護及び非行などで緊急に保護を要する児童が頗る多かった。このことは表7でも明らかのように処理されたケースの過半数あるいは半数に近いものが収容施設入所となっている。また施設入所の内容をみると教護院が大多数を占めているが、特に昭和23年度は施設入所の95%を占めている状況である。これは当時浮浪児が大量に存在していたためである。浮浪児は昭和25年をピークとして減少している（図1参照）。そしてこの頃から要養護児童が急激に増加している。

以上のように大体昭和29年頃までは謂わゆる保護を必要とする児童の問題が多かったが、昭和29年後半頃から、しつけや教育相談などの児童の健全育成のための相談が増加し始めた。このことは敗戦の傷手がこの頃まで続いたと考えることができる。

わが国は昭和26年9月、日米講和条約を締結し、以来米国の占領政策から脱して独立国として歩み始めたが、奇しくもこの時期を境として岡山県における児童福祉活動に一段の前進がみられる。すなわち昭和27年には中央児相に課制が敷かれ、内容もより充実し、また児童収容施設についても盲ろう、精神薄弱の児童のための施設が一応整備され、児童がそれぞれにもつニードにより合

図1 中央児童相談所一時保護の推移



致したサービスを提供できる体制ができた。

要保護児童対策

児童福祉法の制定・施行によって児童がそれぞれにもつニードに従って、そのニードにふさわしい援助が与えられることとなり、それぞれの機能をもつ施設が設置されることとなった（表3参照）。岡山県においても昭和23年1月1日からの児童福祉法の施行とともにあって、具体

表8 児童福祉収容施設一覧表 (昭和29年5月現在)

種別	施設名	設立年月日	事業内容	児童福祉施設認可年月日	定員(現員)
教護院	成徳学校	M21. 7. 1	感化事業一千輪性海師による S3.4.1 県立となる一岡山県立三門学園 S8 少年教護法制定により教護事業 岡山県成徳学校と改称 S21.12.15 岡山保護児童収容所が併設される 一少年の丘と命名(孤児・浮浪児収容)	S23. 4. 1 法第69条	242 (40)
乳児院	聖園乳児院	S 6. 9	保育事業一保育所 (S28.8幼稚園となる), 有児事業一収容施設 養老事業一養老院 S11.1 育児・養老施設は知事の認可により救護施設となる	S23. 1. 1 法第69条	62 (19)
院	天心寮	T 4. 4	母子保健事業 S 3. 5 保育事業一託児所 S21.11 育児事業一収容保護	S23.10.10	9 (8)
	新天地育児院	S25. 1. 12	乳児保育事業一乳児預り所(定員12) S26.6.1 乳児院となる (#22)	S25. 1. 12	18 (14)
養護施設	聖園子供の家	S 6. 9	聖園乳児院に同じ	S23. 1. 1 法第69条	71 (80)
	天心寮	T 4. 4	乳児院・天心寮に同じ	S24. 8. 10	20 (54)
	若松園	M30	免囚保護事業・感化事業一岡山備作慈恵会による, M33感化事業一三門学園(S3県へ寄付) S11.12.5 育児事業一児童虐待防止法にもとづく保護施設 S20 終戦により, 引揚者の一時宿泊所ともなる	S23. 4. 1 法第69条	60 (72)
	善隣館	S21. 1. 15	育児事業一岡山市国民学校合宿所として開設(生活環境に恵まれない児童・戦災・引揚げ児など収容)	S25. 4. 1	82 (79)
	南野育成園	T 8.	農村隣保事業・社会教育事業 T15. 幼児教育一南野幼稚園(S20.8迄)	S24. 4. 1	43 (60)
	わかば園	S24. 5. 10	児童福祉事業一金光教美伯教会による(金光教立教90周年記念事業)	S24. 5. 10	59 (63)
	楓蔭会	S25. 3. 16	児童福祉事業一国立療養所による	S25. 3. 16	20 (7)
	みのり園	S 8. 4.	農村教化事業 S15. 4. 隣保事業一託児所開設 S23. 8. 児童福祉施設保育所に改む	S25.10. 1	40 (57)
	大和寮	S26. 4. 1	児童福祉事業	S26. 4. 1	15 (26)
	二葉園	T10. 2. 10	保育事業一託児所, 母子保健事業(S20.9迄) S18.3 授産事業 (S26.3.30迄)	S26. 4. 1	30 (38)
	新天地育児院	S25. 1. 12	乳児院・新天地育児院に同じ	S26. 6. 1	22 (31)
精神薄弱設	弘徳学園	S16.10	少年保護事業(少年保護法による)	S24.10. 1	35 (61)
	由加学園	S27. 7. 1	児童福祉事業	S27. 7. 1	100 (81)
盲ろう児	岡星寮	S25. 6. 1	" (盲ろうあ児保護)	S25. 6. 1	55 (50)
	大元寮	S27.10. 1	" (ろう児保護)	S27.10. 1	50 (77)
虚弱設	悲眼院	T 3. 1. 3	医療社会事業(眼科中心) T13.11.1 助産事業(巡回指導) } (S25.8迄)	S25.10. 1	40 (53)

的な実施策を打出さねばならなかったが、このことについて昭和23年1月13日付山陽朝報は次のように報じている。

「～岡山県もその実施について具体的構想をねり、そのための予算として1,500万円を盛り込み、国庫補助の認可の申請をしている」そして続けて同法律が定めた施設として「岡山県は県内の既存のものを活用することとして、県下240～250の中から優良なものを選んで次の26ヶ所を福祉法に定める収容施設に内定、これを拡大する方針である。

〔助産施設〕 7ヶ所～〔乳児院〕 3ヶ所～〔母子寮〕 4ヶ所～〔養護施設〕 7ヶ所～〔療育施設及び教護院〕 5ヶ所～〔療養施設〕 1ヶ所〕

この時点においては、盲、ろう、精神薄弱児施設は見当らない。

児童福祉法が施行された時代、児童の福祉ニードが最も高かったものは、家庭に代わるものとしての収容施設であった。なぜならば、前述したように当時は戦災および引揚孤児、浮浪児などの要保護児童が大量に存在していたからである。しかしながら、当時は要保護児童のための収容施設は数が少なく、この種施設の増設が急務であった。表8は昭和29年5月現在の収容施設の一覧表である。この表によれば20施設中、11施設は終戦前から何らかの福祉事業を行なっている。またすべての養護施設（楓蔭会をのぞく）は定員をはるかに超過して児童を収容しているが、このように要養護児童の多かった当時の状況について昭和27年2月15日付山陽新聞は次の見出しでその有様を報じている。

「足らぬ県下の児童施設 養護関係は超満員

～少年の丘（定員300）養護施設—若松園、マリヤ園、南野育成園、天心寮、大和寮、若葉（わかば）園、双葉（二葉）園、みのり園、善隣館一で孤児や戦災児約500名が生活している。～児相は目下の状況について更に現在の養護施設の倍は必要であると深刻な窮状を訴えている。しかし乳児問題は減少傾向にある。精神薄弱児については弘徳学園のみで、現在約2,000名が未収容である。県当局は由加山に精神薄弱児施設（定員200）を計画中である。盲児施設は一ヶ所あるが、ろう児施設はない。里親は約300名登録中で150名の里子が委託されている（筆者要約）」

この記事からも明らかなように、当時は知的身体的に障害をもつ児童のための援助活動は極めて不十分であった。このことは当県のみでなく全国的にもそうした状況であった。ちなみに児童福祉法制定時には、盲、ろうあ児施設はわづかに3ヶ所にすぎなかった。なぜならばこの種の問題に関しては、学校教育を中心がおかれており（盲・ろう学校は都道府県に設置義務）、従って盲・ろう児及び強度の弱視・難聴児は、盲・ろう学校で教育されていたからである。尚盲・ろう学校は原則として寄宿舎を附設することになっている。昭和24年5月「盲・ろう学校寄宿舎を児童福祉法の療育施設（盲・ろうあ児施設）として切り換えることについて」の通牒が出され、寄宿舎が施設にかわったため、盲・ろう児施設は急増することになった。盲・ろうあ児施設は、18才未満の盲・ろうあ児を対象として、彼等の福祉を保障し、将来の独立自活に必要な知識・技能をさしづけることを目的としたもので寄宿舎とは異なるものである。岡山県においては表3でみたように昭和25年に盲児施設が、そして昭和27年にろうあ児施設が設置された。

次に知的発達の遅れをもつ児童に対する福祉をみてみると、昭和24年に1ヶ所の施設が設置され、昭和27年にもう1ヶ所増設された。しかし定員は150名にも満たず多数の精神薄弱児は家庭に放置された。特に重度の遅滞をもつ児童は学校からも受け入れられず、施設入所もかな

註：（ ）は筆者

わづ福祉と教育の谷間に取り残された。多くの児童の不就学の理由はこの種の問題によるものと推察される。昭和23年度岡山県学校基本調査における県下の不就学児童748名中、発育不全（精神薄弱が多いと考えられる）によるもの238名（37.8%）、病的210名（28%）となっている。¹⁷⁾ また当県において特殊学級が設置されたのは、小学校で昭和28年から同年に4学級、中学校では昭和26年から同年に3学級となっている。以後急激に増級されることになる。しかしながら小・中学校の特殊学級には概して学業不振児及び中軽度の精神薄弱児が入級し、重度精神薄弱児は就学猶予乃至は就学免除ということで家庭におかれた。そして家庭におかれた彼等に対しては特別に援助の手は差しのべられなかった。

（未完）

この稿を終えるにあたって、数々の貴重な資料を心よくご提供くださった萩野半麓氏、ももぞの学園長・奥山典雄氏、岡山県中央児童相談所・松井和義氏、田野辺隼人氏、岡山県津山児童相談所・仁木健次氏、岡山県倉敷児童相談所・在里恂志氏に深く感謝申しあげる次第である。

- 註1) 吉田久一 “社会事業の歴史” P.238 1964
- 2) 吉田久一 “社会事業の歴史” P.283
- 3) 松巖芳伸 “児童福祉法” P.16 1948
- 4) 松巖芳伸 “児童福祉法” P.2.～P.3
- 5) 全国養護施設協議会 “養護施設30年” P.327 1976
- 6) 中村 遙 “児童福祉の理論と実際” P.148～P.150 1969
- 7) 中村 遙 “児童福祉の理論と実際” P.137
- 8) 吉田久一 “昭和社会事業史” P.244 1974
- 9) 奥山典雄 “岡山県中央児童相談所紀要第3集” P.32
- 10) 奥山典雄 “岡山県中央児童相談所紀要第3集” P.38
- 11) 萩野半麓 “浮浪児とともに” P.21～P.22 1949
- 12) 萩野半麓 “浮浪児とともに” P.22
- 13) 萩野半麓 “浮浪児とともに” P.145～P.147
- 14) 萩野半麓 “浮浪児とともに” P.150
- 15) 奥山典雄 “岡山県中央児童相談所紀要第3集” P.46～P.47 1957
- 16) 萩野半麓 “合同新聞—昭和21年12月1日付”
- 17) 奥山典雄 “岡山県中央児童相談所紀要第3集” P.35

参考資料

1. 岡山県津山児童相談所業務報告書（昭和23, 24, 25, 26年度）
2. 岡山県社会福祉事業施設一覧（昭和26, 29年度）
3. 岡山県の教育統計（昭和23年度～47年度）
4. 厚生行政要覧（昭和27年、厚生省編）
5. 厚生行政資料（昭和28年、厚生省編）
6. 萩野半麓 同氏のメモノート

昭和52年3月31日受理